

小松市入札心得

行政管理部管財課

(趣旨)

第1条 一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合の取り扱いについては、地方自治法施行令、小松市財務規則、その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、この心得、設計図書、仕様書、図面、現場等並びに入札執行通知書（以下「設計図書等」という。）を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、設計図書等について疑義があるときは、小松市が指定する期限までに関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、所要の事項を明記し、所定の箇所に記名押印し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、所定の時刻までに提出しなければならない。記載事項（金額を除く。）について訂正したときは、当該訂正箇所に訂正印を押さなければならない。

ただし、電子入札にあっては、電子入札システムの入力画面上において作成し、公告、公示又は通知書に示した時刻までに電子入札システムにより提出するものとする。

3 入札参加者は、紙入札（郵便入札を除く。）において、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

5 入札参加者は、地方自治法施行令 167 条の4「一般競争入札の参加者の資格」の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

(入札の辞退)

第3条 入札参加者は、入札書を提出するまで（電子入札にあっては、電子入札システムにより入札書を提出するまで）は、次の各号に掲げるところによりいつでも入札を辞退することができる。

(1) 入札書を提出するまでは、入札辞退届を作成し、契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にある場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入して行う。

(3) 電子入札にあっては、入札辞退届を電子入札システムの入力画面上において作成の上、電子入札システムにより提出する。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札のとりやめ等)

第5条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げる恐れがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し若しくは中止することがある。

2 入札執行前又は入札執行中において入札参加者が二人に達しないときは、入札をとりやめるものとする。

3 前項の規定は、一般競争入札及び同項による再度の指名競争入札には適用しない。

(入札書記載金額)

第6条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(無効の入札書)

第7条 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

(1) 資格を有しない者、又は委任状を持参しない代理人のした入札書。

(2) 記名押印のない入札書。（電子入札による場合は、電子証明書を取得していない者のした入札）

(3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書、又は他事記載のある入札書。ただし、錯誤等によりそのかしが比較的に軽微なもので、入札者の意思が察知されるものは除く。

(4) 記載事項を訂正し、その訂正印がない入札書。

(5) 当該入札に対する同一人の二以上の入札書。

(6) 明らかに連合によると認められる入札書、又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札書。

(7) 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札書。

(8) 再度入札に当り、直前の入札の最低価格以上の入札書。

(9) 金額を訂正した入札書。

(10) 予定価格（税抜）が事前に公表されている入札において、当該予定価格（税抜）を上回る価格の入札書。

(11) 予定価格（税抜）が事前に公表されている入札で、当該予定価格（税抜）の 100 分の 10 以下の価格の入札書。

(12) 入札金額の内訳書（以下内訳書）の提出を求める入札において、内訳書の提出がない入札書。

(13) その他入札に関する条件に違反した入札書。

(入札書の書き換え等の禁止)

第8条 入札者は入札書を提出した後（以下「入札後」という。）は、いかなる場合といえども、その入札書の書換え、引換え、若しくは撤回又は辞退の申立てをすることはできない。

(開札)

第9条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会いのうえ行うものとする。

ただし、郵便入札及び電子入札による場合を除く。

(落札者の決定)

第10条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、次の方法により落札者を決定するものとする。

(1) あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) あらかじめ低入札価格調査基準価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の入札価格が低入札価格調査基準価格を下回ったときは、当該入札をした者を直ちに落札者とせず、低入札価格調査制度実施要領の規定により落札者を決定する。

3 総合評価方式が適用される場合は、第1項の規定にかかわらず、小松市が入札公告において指定する方法により落札者を決定する。

(再度入札等)

第11条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。（再度入札は1回を限度とする。）

ただし、郵便入札及び電子入札にあっては、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。

2 第7条の規定により入札書が無効とされた者又は最低制限価格未満の入札者は当該入札に再度参加することができない場合がある。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上ある場合、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

ただし、郵便入札にあっては、契約担当者が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に係のない職員にくじを引かせる。

3 電子入札にあっては、電子入札システムにおけるくじ機能を用いてくじを実施し、落札者及び落札候補者を決定する。

(異議の申立)

第13条 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(見積徴収の場合の準用)

第14条 この心得において見積徴収の場合、「入札」を「見積」に、「落札」を「見積適格」に読み替えるものとする。ただし、この場合の再度見積は行わないものとする。